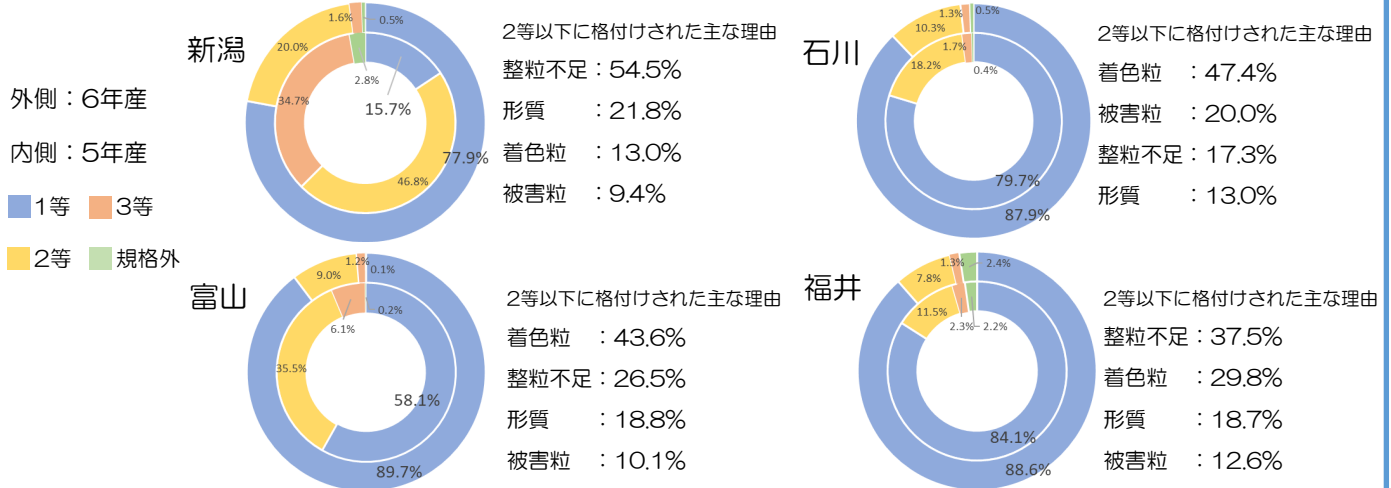


米に関するマンスリーレポート（北陸版） （令和6年11月号）

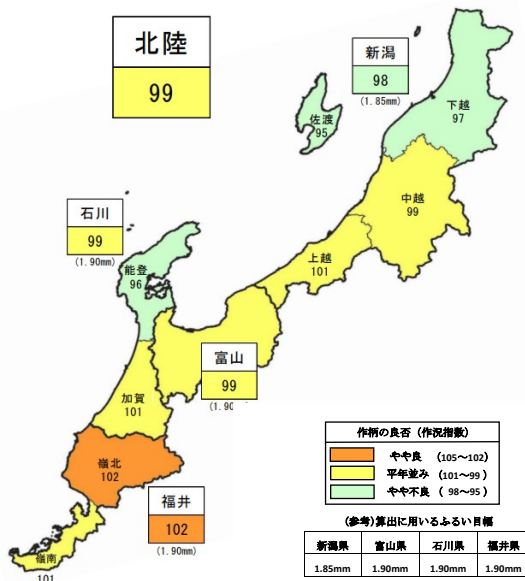
1 令和6年産米の農産物検査結果

農林水産省は、11月29日に6年産米の等級検査結果（10月末時点）を公表しました。全国の水稲うるち玄米の1等比率は、77.1%であり、前年同時期と比べ15.8ポイント高い結果でした。北陸管内においては、全県の1等比率が前年同時期と比べ高く、平年並みの比率でした。比率向上の背景としては、令和5年産と比較して、夜温が低く、適度な降雨があったことが考えられます。



2 令和6年産水稲の10月25日現在の予想収量

県・作柄表示地帯別作況指数（10月25日現在）
（農家等が使用しているふるい目幅ベース）



10月25日現在の10aあたり予想収量は、全国で540kg（作況指数は101）、北陸で535kg（作況指数は99）と見込まれます。9月25日現在の公表値からは、全国で△4kg（作況指数は102→101）、北陸で△1kg（作況指数は99→99）となりました。

北陸管内で、予想収量が9月25日現在の公表値から減少したのは、新潟県、石川県の2県でした。減少幅の大きい石川県については、9月20日からの大雨の影響が反映されたことが背景にあります。

(kg)					
	10a当たり予想収量（ふるい目幅1.70mm）				
	9/25		10/25		
県名	当年		当年	平年差	前年差
新潟	537	→	536	△6	25
富山	540	→	540	△7	12
石川	524	→	521	△2	3
福井	531	→	531	12	31

令和6年能登半島地震及び9月20日からの大雨に関する情報

石川県は、11月28日に「奥能登営農復旧・復興センター」を設置しました。

農地復旧の見通しを示し、次年度の営農再開支援など、ハード・ソフトの復旧・復興に向けた取組の「加速化・見える化」が必要であることから、国、県、市町、JAなどの関係機関が一体となりワンストップで対応する奥能登営農復旧・復興センターを穴水町JAのと本店内に設置しました。詳しくは下記のURLをご確認ください。

石川県知事会見資料（p.10）：https://www.pref.ishikawa.lg.jp/chiji/kisya/r6_11_27/documents/241127_siryou.pdf

奥能登営農復旧・復興センター

<相談機能>

- 被災機械等再取得や融資の相談対応

<【拡充】指導・支援機能>

- 農地復旧と耕作者確保の調整
- 営農再開に向けた作付指導など各種支援

伴走
支援

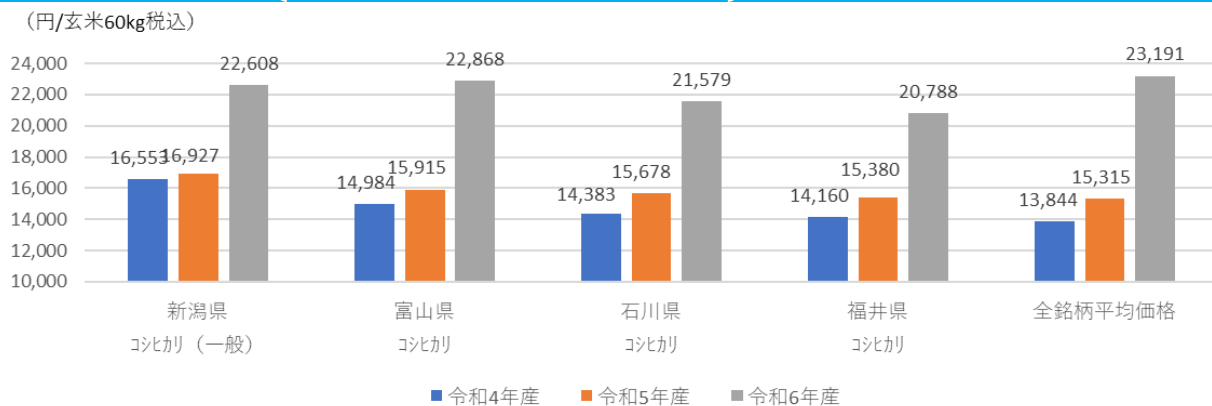
被災
農業者

営農再開に向けた現地相談窓口においても引き続きご相談を受け付け対応しております。支援や相談窓口の詳細は[こちら](#)（🔗 クリック）、または右記二次元コードからご覧ください。



1 米の相対取引価格

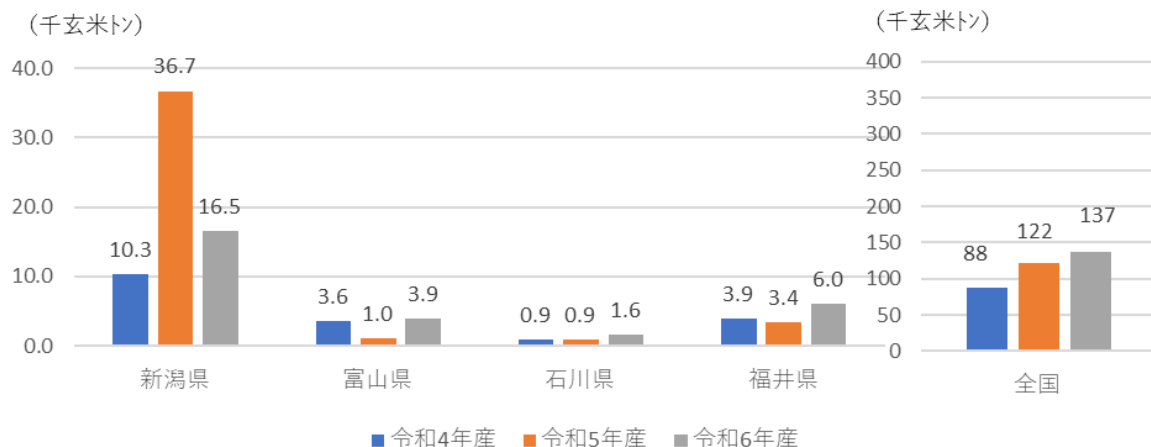
令和4年産及び、令和5年産は出回りから翌年10月まで、
令和6年産は出回りから令和6年10月までの平均価格



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
2 価格は、出荷業者と卸売業者等との間で数量と価格が決定された主食用の相対取引契約の価格（運賃、包装代、消費税を含む1等米の価格）を加重平均したものである。
3 価格に含む消費税は、軽減税率の対象である米穀の品等8%、運賃等は10%で算定している。
4 加重平均に際しては、新潟は受渡地を東日本としているものを、富山、石川、福井は受渡地を西日本としているものを対象としている。
5 相対取引価格は、個々の契約内容に応じて設定される大口取引等が適用された価格であり、実際の取引状況に応じて価格調整（等級及び付加価値等（栽培方法等））が行われることがある。
また、算定に当たっては、契約価格に運賃を含めない産地在姿の取引分も対象としている。
6 報告対象産地品種銘柄ごとの年産平均価格は、当該報告対象産地品種銘柄の出回りから当該月までの相対取引数量ウエイトで加重平均により算定している（5年産は速報値）
7 全銘柄平均価格、報告対象産地品種銘柄ごとの前年度検査数量ウエイトで加重平均により算定している

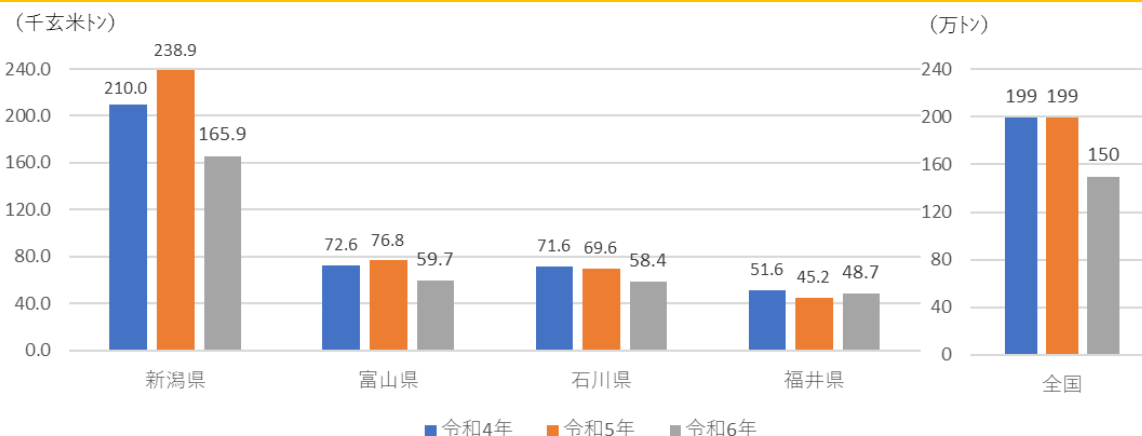
2 米の産地別販売状況（9月末現在）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
2 報告対象米穀は、水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米（醸造用玄米を含む。）である。
3 販売数量は、集荷数量のうち契約のあと実際に卸売業者等に引き取られた数量である。

3 産地別民間在庫の推移（9月末現在）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米（醸造用玄米を含む。）の月末在庫量（玄米換算）の値である。
2 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の玄米仕入量が500トン以上）、米穀の販売の事業を行う者（年間の玄米仕入量が4,000トン以上）である。



←もっと詳細な情報をご覧になりたい方は農林水産省HPへ

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html>

もっと北陸の情報をご覧になりたい方は北陸農政局HPへ→

<https://www.maff.go.jp/hokuriku/>

農林水産省 北陸農政局

